

神戸市看護大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸市看護大学（以下「本学」という。）で行われる研究活動（以下「研究活動」という。）の信頼性を保持し、社会的な説明責任を果たし、研究者の適正な研究活動を促進するため、研究活動に係る不正行為への対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 前条の研究活動における不正行為とは、次の行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは、適切な表示なく流用することをいう。
- (4) 経費の不正使用 当該研究のために配分された資金を、その目的を逸脱して使用すること、実態のない謝金及び旅費、物品の架空請求等、実態の伴わない経費を使用することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の教員が行うすべての研究活動について適用する。

(教職員の責務)

第4条 本学教職員は、研究活動及び当該研究に用いられる研究費の執行を適正に行なわなければならない。

(不正行為の通報)

第5条 何人も、本学教職員について、第2条に規定する不正行為があると思慮する時は、本学副学長または総務課長に対し、その事実を通報し、調査の申し立てをすることができる。

- 2 前項の申し立ては、記名のうえ当該事実、理由を明らかにした書面をもって、これをしなければならない。
- 3 申し立てをした者（以下「申し立て者」という）は、通報を行うに当たっては、自己の利益を不当に得る目的、教職員を誹謗中傷する目的、その他第三者に損害を与える目的で通報してはならない。
- 4 申し立て者は、前項の違反通報を行った場合を除き、申し立てを理由に不利益な取扱を受けず、申し立て者及びその内容については秘匿される。
- 5 申し立て者が本学の者で、その申し立て内容が違反通報に当たると認定されたときは、その者が教員の場合は教授会の議を経て、その者が職員の場合は神戸市懲戒審査委員会の決定を経て、これを罰することができる。

(調査の申し立ての報告)

第6条 副学長または総務課長は、前条の調査の申し立てを受けたときは、その内容を確認し、直ちにこれを学長に報告しなければならない。

(予備調査)

第7条 学長は前条の報告を受けたときは、速やかに予備調査を実施すべきか否かについて決定する。

- 2 学長は前項の予備調査を行うため、予備調査委員会を設置する。
- 3 予備調査委員会は、副学長、研究・紀要委員長、倫理委員長、総務課長で構成し、委員長は学長が指名する。

- 4 予備調査委員会は、申し立て内容の合理性、調査可能性等を調査し、その結果を学長に報告するものとする。
- 5 学長は、予備調査委員会からの報告を受けたときは、速やかに本調査を実施すべきか否かを決定する。

(本調査)

第8条 学長は本調査が必要であると認めるときは、本調査委員会を設置する。

- 2 本調査委員会は、副学長、研究・紀要委員長、倫理委員長、事務局長のほか学長の任命する外部の有識者若干名により構成し、委員長は学長が指名する。
- 3 本調査委員会は、申し立て者及び必要に応じてその他の関係者から事情聴取を行うほか、申し立てを受けた者(以下「被申し立て者」という)に対して陳述、弁明の機会を与える等公正な調査を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

(認定)

第9条 本調査委員会は、不正が行われたか否かを認定する。

- 2 本調査委員会は、調査の結果、不正行為と認定される場合は、その内容、不正行為に関与した者とその度合い、研究・論文等における役割等を確定する。
- 3 本調査委員会は、調査結果について、申し立て者及び被申し立て者に対して説明を行う。

(調査中の一時的措置)

第10条 学長は、調査の申し立てのあった研究及び当該研究費の支出の停止を命ずることができる。

(不正行為と認定された者に対する措置等)

第11条 学長は、本調査委員会からの報告を受け、不法行為と認定された被申し立て者について、教員にあっては教授会の議を経てその者に対して勧告、研究費の申請制限、懲戒処分等の措置を講じ、職員にあってはその認定内容を市長に報告するものとする。

(告知及び不服の申し立て)

第12条 学長は前2条の結果について、調査の申し立て者及び被申し立て者に対し告知するものとする。

- 2 前項の内容について、不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。